

マイナンバー制度の利用について

福祉医療費受給者証の交付手続きで、所得課税証明書の提出が必要な場合に、マイナンバー制度を利用して所得確認することができます。

＜申請に必要なもの＞

- ・ 同意書
- ・ 同意者すべての方の本人確認書類
- ・ 個人番号を確認する書類

本人確認書類のうち 1点でよいもの	マイナンバーカード（個人番号カード）・ 運転免許証・身体障害者手帳等・パスポート、在留カード等
本人確認書類のうち 2点必要なもの	資格確認書・年金手帳・社員証等・介護 保険被保険者証・年金証書等
◎資格確認書の写しを添付する場合は、記号番号を黒塗りにして提出してください。	

※マイナンバーカードがあれば、番号確認と本人確認が1枚で行えます。

※代理人が同意書に署名する場合は、本人からの委任状が必要です。また、代理人の本人確認書類が必要です。

【注意事項】

- ・ 所得の申告がない場合や1月1日の住所地に誤りがある場合は、マイナンバー制度を利用できない場合があります。
- ・ 情報取得には日数を要しますので、受給者証の即日交付はできません。
- ・ この同意書は年度ごとに提出する必要があります。
- ・ この同意書を提出されない場合は、所得課税証明書を提出してください。
- ・ 郵送で手続きを行う場合は、本人確認書類のコピーを添付してください。
- ・ 同意書、委任状はホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ先

三木市保険年金課

後期高齢者・福祉医療係

☎0794-82-2000